

加西商工会議所 特定退職金共済制度

(新企業年金保険)

～加入・増口のおすすめ～



ご存知でしょうか？・・・・・・賃金の支払の確保等に関する法律

「賃金の支払の確保等に関する法律」に基づき、昭和52年4月1日より、事業主は退職金支払のための保全措置を講ずるよう要請されておりますが、この特定退職金共済制度に加入した事業主については、その必要がありません。

(賃金の支払の確保等に関する法律第5条)

企業を育て地域を伸ばす

加西商工会議所

〒675-2302 兵庫県加西市北条町北条28-1

アスティアかさい1F

電話 (0790) 42-0416

FAX (0790) 43-1123

◎制度の特色

- ①掛金は一人月額 30,000 円（30 口）まで損金または必要経費となります。
- ②この制度を採用することにより、退職金制度が容易に確立できます。
- ③将来支払うべき多額の退職金を毎月平準的かつ、計画的に準備できます。
- ④国の中小企業退職金共済制度との重複加入も認められます。ただし、他の特定退職金共済制度との重複加入は認められません。

◎制度の内容

◆加入資格および条件

- ①加西商工会議所の地区内に事業所を有する商工業者の雇用する従業員で、年齢満 15 歳以上満 80 歳未満の現在、健康かつ正常に勤務または就業している方
- ②全従業員の加入が前提となります。
ただし、事業主、事業主と生計を一にする親族および法人の役員（使用人兼務役員は除く）は加入できません。

◆掛金および加入口数

- ①掛金月額 : 従業員一人につき、一口 1,000 円で最高 30 口まで加入できます。
(掛金には一口につき 50 円の制度運営事務費が含まれています。)
- ②口数の増加 : お申出により 30 口を限度として、口数を増加させることができます。
- ③掛金のご負担 : 掛金は全額事業主負担です。

◆給付金／お受取方法（重複選択不可）

- ①退職年金 : 加入従業員が退職し、年金受取を希望した場合、別表（1）の退職年金が 10 年間支払われます。
(ただし、年金年額が 5 万円未満の場合は、一時払となります。)
- ②退職一時金 : 退職にあたり、年金にかえて一時金を希望したとき、別表（2）の一時金が支払われます。
- ③遺族一時金 : 加入者が死亡したとき、遺族一時金が支払われます。

◆給付の受取人

この制度の受取人は加入従業員です。給付金は受取人名義の預金口座へ直接お振込致します。なお、本人死亡のときは労基法施行規則に定める遺族補償の順位によります。

〔注〕給付金はいかなる場合（懲戒免職の場合も含む）も事業所にはお支払出来ません。

◆解約手当金

退職以外の任意の事由により共済契約を解約した場合には、退職一時金から所定の控除額を差し引いた解約手当金が加入従業員へ支払われます。

◆税務取扱

- 掛金 : 全額損金または必要経費となり、従業員の所得税の対象にもなりません。
(所得税法施行令第 64 条、法人税法施行令第 135 条)
- 年金 : 雑所得となりますが、公的年金等控除の適用が受けられます。
(所得税法第 35 条、同法施行令第 82 条の 2)
- 退職一時金 : 退職所得となります。ただし、共済契約解約に伴う解約手当金は一時所得となります。
(所得税法第 31 条、同法施行令第 72 条、183 条)
- 遺族一時金 : 相続税の対象となりますが、法定相続人数×500 万円までの範囲は非課税です。
(相続税法第 3 条、12 条、同法施行令第 1 条の 2)

◎給付金額試算表

別表（１）退職年金月額試算表【10年確定年金】

	1口	5口	10口	15口	20口	30口
10年	約 1,004円	約 5,020円	約 10,040円	約 15,060円	約 20,080円	約 30,120円
15年	1,530円	7,650円	15,300円	22,950円	30,600円	45,900円
20年	2,072円	10,360円	20,720円	31,080円	41,440円	62,160円
25年	2,632円	13,160円	26,320円	39,480円	52,640円	78,960円
30年	3,208円	16,040円	32,080円	48,120円	64,160円	96,240円

別表（２）退職一時金・遺族一時金試算表

	1口	5口	10口	15口	20口	30口
1年	約 11,174円	約 55,870円	約 111,740円	約 167,610円	約 223,480円	約 335,220円
2年	22,419円	112,095円	224,190円	336,285円	448,380円	672,570円
3年	33,735円	168,675円	337,350円	506,025円	674,700円	1,012,050円
4年	45,123円	225,615円	451,230円	676,845円	902,460円	1,353,690円
5年	56,582円	282,910円	565,820円	848,730円	1,131,640円	1,697,460円
6年	68,113円	340,565円	681,130円	1,021,695円	1,362,260円	2,043,390円
7年	79,715円	398,575円	797,150円	1,195,725円	1,594,300円	2,391,450円
8年	91,390円	456,950円	913,900円	1,370,850円	1,827,800円	2,741,700円
9年	103,137円	515,685円	1,031,370円	1,547,055円	2,062,740円	3,094,110円
10年	114,957円	574,785円	1,149,570円	1,724,355円	2,299,140円	3,448,710円
15年	175,161円	875,805円	1,751,610円	2,627,415円	3,503,220円	5,254,830円
20年	237,239円	1,186,195円	2,372,390円	3,558,585円	4,744,780円	7,117,170円
25年	301,246円	1,506,230円	3,012,460円	4,518,690円	6,024,920円	9,037,380円
30年	367,239円	1,836,195円	3,672,390円	5,508,585円	7,344,780円	11,017,170円

〔注１〕 給付金額は、現時点では確定しておらず、変動（増減）します。

● 上記試算表の金額は、次の条件で計算しておりますが、実際にお支払いする金額は変動（増減）することがあり、将来のお支払いをお約束するものではありません。

①月払 2,100円を常に維持していること。

②加入者全員の掛金が払込期日に入金されたものであること。

③試算表の金額は各取扱生命保険会社の予定利率及び引受割合（平成28年1月1日現在）に基づき計算しています。

● 試算表の金額には配当金を加算しておりません。

● 毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定しておりません。また、決算実績によってはお支払いできない年度もあります。

● 配当金が生じた場合には積立金の積増のための保険料に充当します。

〔注２〕 年の途中で脱退または死亡したときは、月単位で計算された金額が支払われます。

〔注３〕 年金は3ヵ月分とりまとめて年4回支払われます。

◎制度の取扱

◆加入手続き

事業主が対象となる従業員を被共済者として、加入日の前々月 20 日までに所定の申込書により会議所へお申込み下さい。

◆掛金の払込方法

掛金は月払です。前月 25 日に預金口座振替（指定銀行）によって自動的に振替させていただきます。

〔注〕掛金が 2 ヶ月連続して振替不能となった場合、脱退（解約）のお取扱となります。

【指定銀行】	・みなと銀行 加西支店	播州信用金庫 北条支店
	・三井住友銀行 北条支店	但陽信用金庫 加西支店
	・但馬銀行 加西支店	兵庫県信用組合 加西支店

◆加入日（責任開始日）

この制度への加入および増口の時期は、毎月 1 日となります。

◆加入するときは

この制度に加入するかしないかは事業主の任意ですが、加入する場合には、**全従業員の加入が原則です。**

ただし、次の方は加入させなくても構いません。

- ①期間を定めて雇われている者
- ②試用期間中の者
- ③非常勤の者
- ④季節的な仕事のために雇われている者
- ⑤休職中の者
- ⑥パートタイマーのように労働時間の特に短い者

◆『被共済者証』の発行

ご加入者には『特定退職金共済制度加入者証』を発行いたします。

◆給付金の請求

被共済者（加入従業員）が退職や死亡により、一時金あるいは年金の支給を受けようとするときは、速やかに会議所に備えつけの書類によって請求して下さい。

◎引受保険会社

この制度は、加西商工会議所が下記の生命保険会社と締結した『新企業年金保険契約』に基づき運営します。

【引受保険会社】（引受割合）

下記の引受保険会社は、各ご加入者の加入金額のうち、それぞれの引受割合（2013年8月1日現在）による保険契約上の責任を負います。また、引受会社および引受割合は変更することがあります。

- ・ジブラルタ生命保険株式会社（86.8%）《事務幹事会社》
- ・大同生命保険株式会社（11.2%）
- ・アクサ生命保険株式会社（1.0%）
- ・三井生命保険株式会社（1.0%）

- ◆引受保険会社の業務又は財産の状況の変化により、ご加入時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が委託割合の範囲において削減されることがあります。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にもご加入時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせ下さい。